

保育所での「薬」の取り扱いについて

おおつき保育所

保育所での園児に対する与薬は、医師の指示により、やむを得ず保育時間中に与薬が必要になった場合に限り受け付けています。保育所での与薬は、保育所保育指針に基づき対応しておりますので、下記の通り確認及び書類の提出をお願いします。

必要書類

- ①「与薬依頼書」 （保育所またはホームページにあります。必ず保護者をご記入ください）
- ②「薬剤情報提供書（薬についての注意事項を記載した文章）」（薬を処方された際に一緒に渡されます。）

ホームページ URL： <https://www.town.otsuki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1148>

ホームページ QR コード⇒



医師の指示

投薬について主治医に相談した結果、主治医が保育時間中でも服薬が必要であると指示した場合に限ります。
（例：「保育所に通っていますが、1日3回でも朝・帰宅時・寝る前と時間をずらして服用しても大丈夫でしょうか？」など一度確認をお願いします）

保育所でお預かりできる薬

- ★診察した医師が処方した薬に限ります。以前に処方されて残っていた薬、市販薬はお受けできません。
 - ★慢性の病気（心臓病、腎臓病、てんかんなど）の治療薬、熱性けいれんの予防薬、その他医師の判断で治療上、薬の使用を必要とする場合はご相談ください。
 - ★保護者が与薬して異常のなかった薬に限ります。
- ※お子さまが薬の服用を嫌がったり、吐き出してしまった場合など、園で与薬ができないこともあります。

薬を預ける際の注意

- ★当日与薬する分（1回分）のみ毎回持参する。
 - ★薬の袋や水薬の容器に、子どもの組と名前を大きく記入する。
 - ★職員に手渡しする。
- ※処方内容に変更があれば、新規の与薬依頼書・薬剤情報提供書が必要となります。

お願い

薬を飲んでいることを保育所にお知らせください。薬を飲みながら登所することもあるかと思いますが、薬の影響で「眠くなる、食欲がなくなる、興奮する、発疹が出る」等の症状が出る場合があります。

服薬中は子どもの状態にも目を配らなければいけないため、「何の薬を」「何日分出され」「朝・夕飲んでいる」など、必ず教えてください。